

令和8年3月18日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 追加事件について
(2) その他

- 2 調査の経過 3月18日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
追加事件については、これを受けることとし、その取扱いについては、別紙「令和8年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)」のとおりとした。

その他で、魚沼市議会ラインワークス利用に関する申合せについて、魚沼市議会情報セキュリティ基本方針について及び魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について、事務局から報告を受けた。

また、定例会最終日、議会運営委員長発議で「魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」を提出すること及び本会議終了後に全員協議会を開催することについて、委員長から報告を受けた。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

(2) その他

(1) 魚沼市議会ラインワークス利用に関する申合せについて

(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針について

(3) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

(4) その他

2 日 時 令和8年3月18日 令和8年度会計予算審査特別委員会終了後

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、本田 篤
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (16:26)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
次第書にのっとりさせていただきます。

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、追加事件についてを議題といたします。(1)付議事件について、市長
提出事件について、執行部に説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、フォルダ内に配付の付議事件一覧のとおりでございま
す。詳細について、総務政策部長から説明させていただきます。

桑原総務政策部長 それでは、令和8年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)を基

に、御説明を申し上げます。

事件番号1番、令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第12号）についてでございます。当該補正予算の概要につきましては、今定例会初日に提案し、議決をいただきました一般会計補正予算（第11号）の後に、なお既決予算に不足が生じる見込みであることが判明し、追加・計上が必要となった経費に係る予算の補正でございます。追加で提案させていただきたいとするものでございます。

その予算の概要につきまして申し上げます。5点ございまして、まず1点目が米の生産調整に係る需給調整支援補助金の関係でございます。こちらについては、第11号補正予算において減額をさせていただいたところございましたが、実績見込み額を誤っていたことによりまして、最終的な不足額が生じたことから364万円を追加したいとするものでございます。

2点目につきましては、橋梁等長寿命化事業の関係でございます。令和8年度に予定しておりました「なり岩橋」、それから「オノ神橋」の2橋の補修工事分について、今年度の国庫補助額の全体調整によりまして、国庫補助枠の執行残額分を令和7年度の繰越事業として前倒しをする内容で調整することになりましたので、当該2橋の補修工事に当たりまして予算の一部を組み替えて580万円を繰越明許費の設定とともに追加させていただきたいとするものでございます。

3点目につきましては、預金金利の上昇に伴う財政調整基金の利子増額分につきまして、積立額の予算不足分を歳入額と同額分で積み立てることとして、8万4,000円を追加したいとするものでございます。

4点目ですが、こちらも基金費でございますが、ふるさと回帰育英基金の関係でございます。これについては、Uターン者に対して償還不要として実施をしております関係で、基金の性質を以前の「定額運用基金」から「一般基金」、要するに取崩しをすることができるような「一般の取崩基金」に変更しておりますが、この「一般基金」となったことによって基金の受入額を一般会計を通して積み立てる必要が生じておりますので、当該利子分15万円を積立金として追加をさせていただきたいとするものでございます。なお、これに係る歳入部分については、既に予算措置済みでございます。

最後5点目でございますが、令和6年度国庫補助金額の確定によりまして、「緊急風疹抗体検査等補助金」についてでございますが、これを県を通じた国庫返納金の不足額として12万6,000円を追加させていただきたいというものでございます。

以上を合わせまして、歳入歳出それぞれ980万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長　ただいまの市長提出事件について、質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わりにします。

お諮りします。市長提出事件について、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件（報告等）について、説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長　それでは、同じく付議事件一覧表を御覧ください。追加予定の議長受付事件（報告等）についてであります。事件番号1、専決処分の報告について（専決第4号

和解及び損害賠償の額の決定について)であります。こちらにつきましては、1月28日に発生しました消防署北部分署の駐車場における事故についてであります。職員が駐車場を市有のホイールローダで除雪作業中に、駐車場にとめておいた職員の車に接触しまして、その損害に係る賠償についてであります。内容については、以上であります。

本田委員長　ただいまの議長受付事件について、質疑はございますでしょうか。(なし)これで質疑を終わりにいたします。議長受付事件について、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)したがって、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。

(2) 付議事件の取扱いについて

本田委員長　次に、(2)付議事件の取扱いについて、御審議願います。付議事件の取扱いについて、説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長　同じく、付議事件一覧表を御覧ください。まず、市長提出事件についてです。議案第54号になりますが、令和7年度魚沼市一般会計補正予算(第12号)についてであります。こちらにつきましては、最終日に提案・即決とさせていただきたいものであります。続いて、追加予定の議長受付事件についてであります。事件番号1、先ほど説明した専決処分報告については、最終日に報告とさせていただきたいものであります。それに伴って、議案の配付ですが、3月19日を予定をしております。以上です。

本田委員長　今ほどの議会事務局長の説明のと通りの取扱いでよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(2) その他

(1) 魚沼市議会ラインワークス利用に関する申合せについて

(2) 魚沼市議会情報セキュリティ基本方針について

(3) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

本田委員長　日程第2、その他を議題といたします。(1)魚沼市議会ラインワークス利用に関する申合せについてから、(3)魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　先ほどの取扱いの中で、一部私が説明漏れがありましたので、追加で説明させていただきます。

最終日の追加の議案等を提案・即決をさせていただいた後に、議会運営委員長発議で政務活動費の交付に関する条例の一部改正を提案・即決とさせていただきます。これについても追加で説明をさせていただきます。

では、今ほどの(1)から(3)までについて、説明をさせていただきます。

(1)魚沼市議会ラインワークス利用に関する申合せについて、(2)魚沼市議会情報セキュリティ基本方針については、3月5日開催の「会派代表者会議」及び「正副議長・委員長会議」で御了承いただき、新年度の4月1日から施行することとなりましたので御報告をさせていただきます。内容につきましては、スマートディスカッションに格納してありま

すので御覧いただきたいと思います。

続いて、(3)魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてであります。こちらにつきましては、全国市議会議長会から3月10日付けで本規程に引用している「介護保険法」において被保険者番号等の定義が新たに規定されたこと、及び「出入国管理及び難民認定法」において条項が繰り上げられたことなど、法改正が4月以降に施行される見込みである、との通知がありました。これに伴い、引用条文を法律の施行日に合わせて改正するものです。

本改正は、条例でないため議会議決を要しないことから、今後、議長決裁により改正させていただきます。

現在、施行期日について、介護保険法は決まっています。出入国管理及び難民認定法は令和8年6月14日とする旨、政令が令和7年12月17日付けで公布されております。よって、介護保険法の改正の施行期日が政令等で公布された後に、法律と同日を施行期日として本規程を改正したいものであります。改正内容は、改正案、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。なお、改正案は執行部の例規担当部局に回付し、修正される場合がありますので予め御了承をお願いいたします。説明は、以上です。

本田委員長　ただいまの3件につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし)これで質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、議会事務局長の説明のとおり取り扱うことに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

(4) その他

本田委員長　(4)その他を議題といたします。

本会議最終日、議会運営委員長発議で魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを、今ほど議会事務局長の説明したとおりに提出させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

また、3月25日定例会終了後、全員協議会を開催させていただきます。内容につきましては、新ごみ処理施設についてであります。福祉文教委員会で説明があったところと全く同じ内容であります。やはり3常任委員会に関わる、議会全体のことでありますので、全協を開かせていただくということです。当日は、できれば福祉文教委員会以外の委員の皆さんから質疑を受けたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

関矢委員　全協だから全員が質疑して構わないですね。今日の予算質疑を聞いて、また聞きたいこともあるかと思えます。そこはあまり縛らないで。

本田委員長　縛るというわけではないですが、できればそういうふう発言してもらいたい。福祉文教委員会については、御自身の委員会の中でも発言ができますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、委員の皆さんから何かございますでしょうか。(なし) なければ、その他については終わりにいたします。

本日の会議録の作成につきましては、委員長に一任願います。以上で委員会を閉会します。

閉 会 (16 : 38)

議会運営委員会

委員長 本田 篤